

岩手県告示第 521 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 7 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 前沢東山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市東山町田河津字石ノ森 20 番 3 地先内	新	B m 0.0	m 0.0
	旧	B 6.0~5.2	9.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
  - (2) 期間 平成 20 年 7 月 8 日から同年 8 月 8 日まで